

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>（貸付料） 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>注意事項</td><td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した額の違約金が発生します。</td></tr></table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>（貸付料） 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>注意事項</td><td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した額の違約金が発生します。</td></tr></table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した額の違約金が発生します。								

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県宿舍管理規則（以下「新規則」という。）第11条の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金について適用し、同日前に改正前の鳥取県宿舍管理規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金については、なお従前の例による。